

健康局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

健康局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

○ 申請手続きの書類の特例

水道施設整備費補助金の交付を受けた水道施設の財産処分に係る承認申請等については、厚生労働省承認基準の別紙様式1及び別紙様式2によらず、それぞれ別添の様式1及び様式2により提出すること。